

# 3 特定健康診査等実施計画

# 特定健康診査等実施計画の構成

「標準的な健診・保健指導プログラム」にある「保健指導計画」(任意)とは別(法定)

## 1. 法律で定められている範囲

- 医療保険者は「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条にて、「特定健康診査等実施計画」を定めるものとされている。

(特定健康診査等実施計画)

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、五年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画(以下「特定健康診査等実施計画」という。)を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項

二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標

三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

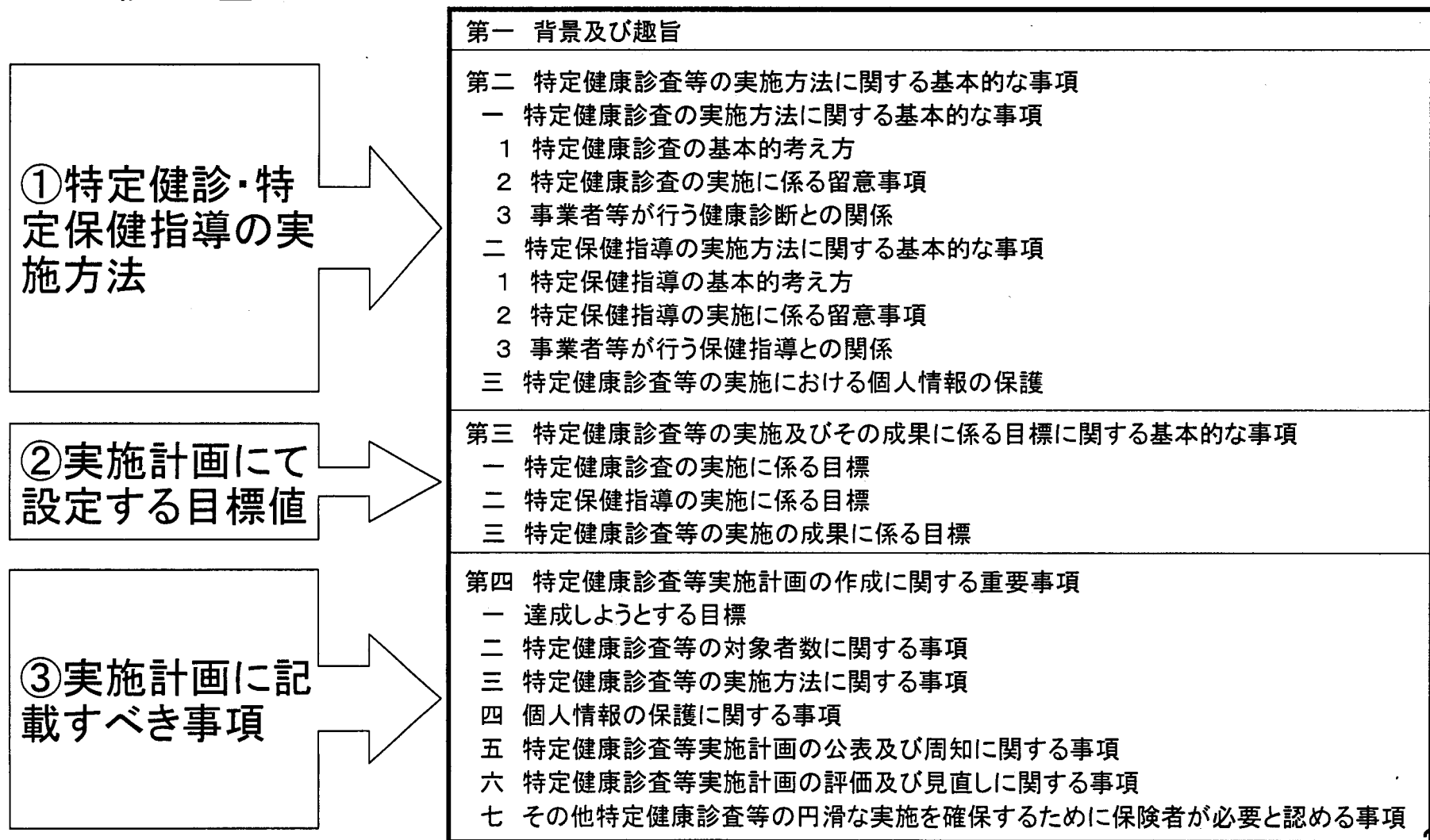
3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 2. 具体的な記載事項

- 計画を策定する趣旨は、規模、加入者の年齢構成、地域的条件等の実情を考慮し、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施するためである。
- 法第19条第2項において、計画に記載すべき事項が大まかに示されているが、具体的には、上記趣旨に沿って、特定健康診査等基本指針の第四に示す項目を中心に、整理が必要である。
- なお、特定健康診査等を効率的かつ効果的に実施していくために**最低限定めておくべき事項を、明瞭・簡潔に整理**することが重要である。よって、**膨大な労力や費用を掛けて体裁等が立派な計画書を作成する必要はなく、要点を押さえた簡素な計画で十分**と考える。

# 参考：特定健康診査等基本指針

- 各保険者が、特定健康診査等実施計画を作成するにあたり、必要な情報を取りまとめた指針。
- 実施計画そのものは、②③を参考に作成し、①は③を記述する上で留意すべき点のみに絞って整理



必要な範囲で(目標設定や実施方法の検討に)、簡潔に

その他、必要に応じ

序文(はじめに)  
 ・メタボ概念の導入  
 ・特定健診とは  
 ・実施の目的 等々

各保険者の現状調査  
 (一部はH18年度済)

背景・現状等(各保険者の特徴や分布等)

特定健康診査等の実施における基本的な考え方

法19条	特定健康診査等基本指針	記載すべき事項	主に定めるべき内容
第2項 第二号	第四の一	▶達成しようとする目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率に係る目標</li> </ul>
第2項 第一号	第四の二	特定健康診査等の対象者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定健康診査等の対象者数(事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数)の見込み(計画期間中の各年度の見込み数)を推計</li> </ul> <p>※健診対象者数は保険者として実施する数の把握になるが、保健指導対象者数を推計するためには、保険者で実施せず他からデータを受領する数の把握も必要。</p>
	第四の三	▶特定健康診査等の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間</li> <li>● 外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、代行機関の利用</li> <li>● 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法</li> <li>● 事業主健診等他の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法</li> <li>● 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法</li> <li>● 実施に関する毎年度の年間スケジュール、等</li> </ul>
第2項 第三号	第四の四	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健診・保健指導データの保管方法や保管体制、保管等における外部委託の有無、等</li> </ul>
第3項	第四の五	特定健康診査等実施計画の公表・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周知の方法</li> <li>● 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法</li> </ul>
第2項 第三号	第四の六	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方</li> </ul>
	第四の七	その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	

# 医療保険者別での実施体制の検討の流れ

対象者(被保険者・被扶養者別)の把握(年齢別・性別・居住地(被扶養者は可能な範囲で)での人数)

各医療保険者で設定した毎年の目標実施率 ⇒ 特定健診・特定保健指導の予定実施人数を算出

各地域における実施人数に応じた実施体制の検討

国保	被用者保険			
	単一健保・共済		総合健保・政管	
	被保険者	被扶養者	被保険者	被扶養者

事業主から健診データを受領

- データ受領方法(時期、形式等)
- 事業主との契約や覚書締結の必要性
- 事業主健診を受けなかった者への対応等を決めておく

加入者への実施

- 他の医療保険者からの委託を受けるのか、等を決めておく

事業主健診の実施を受託

- データ送付や決済の方法等
- 事業主との契約や覚書締結の必要性
- 事業主の協力範囲
- 健診未受診者への対応方法、等を決めておく

被扶養者への実施

- 各地域における実施体制
- 実施体制の確保方法、等を決めておく

人間ドック等データの扱い

福利厚生で補助あるいは実施している人間ドック等の委託方法の検討およびデータの受取方法

医療保険者が実施主体

各々のケースや地域での実施方法の内容を詰める

- 直接実施か委託(集合契約か個別契約)
- 委託時の委託先・契約時期・決済方法
- 受診券・利用券の発行や案内通知の方法
- データ受け渡しの取り決め
- 関係者との連携方法、等

契約等の準備

- 事業主との契約
- 実施機関(人間ドック含)との契約(集合契約/個別契約)
- 代行機関(支払基金等)との契約 ほか

特定健康診査等実施計画の策定

# 目標値の参酌標準(特定健康診査等実施計画)

## (1)全国目標

項目	H24参酌標準(案)	H27目標値	設定に当たっての考え方
①特定健康診査の実施率	70%	80%	H16国民生活基礎調査によれば、過去1年間に何らかの健診を受けた者は60.4% 5年間で100%を目指すべきという考え方もありうるが、どうしても健診を受けられない環境にある者、受診を希望しない者等も考えられることから、80%程度で頭打ちになると仮定
②特定保健指導の実施率	45%	60%	モデル事業等から保健指導による改善率を設定し、H27に政策目標の25%の減少率を達成するために、H24時点及びH27時点で必要な実施率
③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	10% (H20比)	25% (H20比)	H27時点でH20に比べ25%減少という政策目標から、H24時点の目標値を算出

## (2)保険者別の参酌標準(国が示す基準)

- 各保険者は、実施計画における平成24年度の目標値を、国の基本指針が示す参酌標準に即して設定。
- 毎年度の目標値は、各保険者がそれぞれの実情を踏まえて、円滑に平成24年の目標値に至るよう、設定。

項目	全国目標	参酌標準(案)		設定理由等	
①特定健康診査の実施率	70%	単一健保 共済	被扶養者比率が25%未満※	80%	被保険者分については、保険者の種別で3区分し(被扶養者は分けない)、それぞれの目標実施率を各保険者における対象者数(推計値)に乗じて(加重平均値を基礎に)算定
			被扶養者比率が25%以上※	当該保険者の実際の被保険者数・被扶養者数で算出	
		総合健保 政管(船保) 国保組合	70%		
		市町村国保	65%		
②特定保健指導の実施率	45%	45%		健診の場合の事業主健診のような実施率に影響する明確な要因はない	
③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	10%	10%		保健指導実施率の目標を一律とすることとあわせ、保健指導の成果である該当者及び予備群の減少率も一律とするのが合理的	

※単一健保・共済の中でも、被保険者・被扶養者の構成が平均的な割合と大きく異なる保険者(被扶養者比率の高い保険者)は、その比率に即した参酌標準とする。

# 参考：参酌標準と各保険者の目標との関係

## (厚生労働大臣)特定健康診査等基本指針

- 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項
- 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項
- 前二号に掲げるもののほか、次条第一項に規定する特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

## (保険者)特定健康診査等実施計画

- 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項
- 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

平成20年から5年サイクルで策定・評価等

平成25年から

## 後期高齢者支援金の加算・減算

- 国が「特定健康診査等基本指針」で示す「特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項」の達成状況
- 保険者が「特定健康診査等実施計画」で定める「特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標」の達成状況

## 参酌標準

- 健診実施率 80%/70%/65%
- 保健指導実施率 45%
- メタボリックシンドロームの該当者・予備群者の減少率 10%

※第1期はH24の値を、第2期(H25～)以降は毎年の値を示す

参酌標準に即し  
保険者で設定

## 目標

	H20	H21	H22	H23	H24
健診実施率					○'
保健指導実施率					△'
メタボリックシンドロームの該当者・予備群者の減少率					□'

※第1期は保険者の判断で、第2期以降は参酌標準に即し保険者で設定

※参酌標準の達成状況で保険者ごとに加算・減算を判定

## 参酌標準

- 健診実施率 80%/70%/65%
- 保健指導実施率 45%
- メタボリックシンドロームの該当者・予備群者の減少率 10%